

「排出事業者とは？」を考える

廃棄物資源循環学会 行政研究部会
研究発表会 (2014.9 広島)



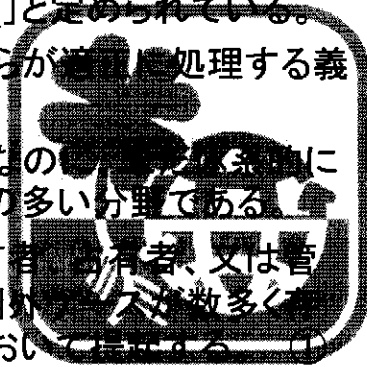
監査コンサルティング
総合事務所

行政書士

北村 亨

排出事業者とは？ その対象範囲・特例扱い・問題点

- 廃棄物処理法第3条にて「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と定められている。
- 事業者の基本的責務として、自らが適正に処理する義務(=排出者処理責任)がある。
- 排出事業者の概念は法の土台なのにもかかわらず、整理されておらず、疑問と議論の多い分野である。
- 排出事業者の基本原則は「所有者、占有者、又は管理者」とされるが、それ以外の例外が数多く存在する。これらの問題点を次において検討する。



1-1 雑居テナントビルなど排出者(現状)

- 共同オフィスビルにおけるテナントと、管理会社(又は所有者)の関係について、平成13.3.23通知【116号】では自治体により少し見解が分かれている。
- 従来の考え方:テナントはそれぞれ個別に廃棄物委託処理契約締結を義務付けられてきた。マニフェストは管理会社で一本化処理を容認している。
- テナントと管理会社との委任契約があれば、管理会社と処理業者との単一契約でも処理が担保される。テナントとの個別契約は現実には無意味。
- 市街地のテナントビルでは、委任契約による管理会社との処理契約一本化が実態として多い。
- 自治体の一廃担当の指導は、多様化している。

1-2 雑居テナントビルなど排出者(対策)

- 排水槽、排水管、グリストラップ類の清掃、床清掃、汚泥の抜き取り等の処理責任の明確化が必要
- 各種汚水槽、管渠、床面などの清掃に伴う廃棄物の処理責任は原則は、当該施設の所有者である。
- ただし、所有者が名義だけで、名目上の場合は、施設の管理会社、水処理装置管理責任者(テナント)などが処理責任を果たしている。
- 処理責任を一律に定めるのは現実的でない。処理段階別、又は処理責任の委託契約などにより現場実態に合った管理責任者を排出者として指定する。

2-1 建設工事関係の排出者とは(現状)

- 法律改正により建設工事における排出者は元請け業者としたが、下請けが事業者とみなされ、許可なく収集運搬ができる特例を容認している
- 下請け処理は条件付限定容認(請負金額500万以下、運搬は1立以下、運搬先は当該都道府県と隣接県) この条件で制度の実効性があるか疑問。
- 建設工事の元請けは、建設事業者として限定されない。家電量販店、ホームセンター、デパートなど多様化あり。この事業者を考慮した点は評価。
- 元請けが排出者となる原則は一定の範囲

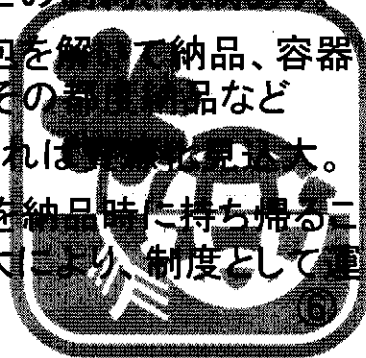
2-2 建設工事関係の排出者とは(対策)

建設工事、メンテナンス工事における発注者処理責任とする場合も含めて検討の余地がある

- 工事関連では、全てを元請け処理責任だけで廃棄物の適正処理を完全担保するのは困難である
- 現行廃棄物処理法には発注者責任の考え方がない。元請けの大元の源泉として発注者責任の確立を制度化する必要がある。(原因者負担原則)
- 建設工事等で排出の発生品、有価物等では元請けでなく発注者責任で処理する制度は現実に存在
- 排出事業者の対象範囲の多様化を図るべき

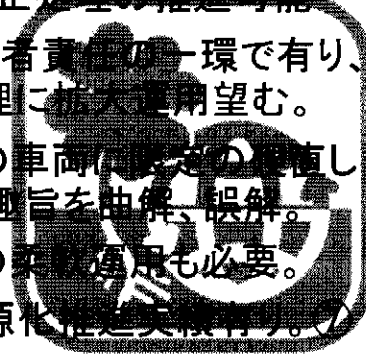
3-1 流通業界の排出者の問題(現状)

- 流通業界などでは梱包材、容器類による納品、建設資材の納品などには、現状では納品先が処理責任を負う。納品者に排出者処理責任が及ばない。
- 持ち帰ることに廃棄物処理法上の制約、規制あり
- 納品の形態には多種あり。梱包を解いて納品、容器の中身だけ納入、必要資材をそのほか納品など
- 納品業者に回収義務を負わせれば制度拡大見込大。
- 納入業者が梱包材、容器などを納品時に持ち帰ることは、『下取り回収』の原則拡大により、制度として運用の可能性に問題なし。



3-2 流通業界の排出者の問題(対策)

- 商習慣として新製品納入時に旧製品を引き取る行為を『下取り』という。原則は無償、同一製品、販売者・製造者による自ら回収は許可不要の特例適用あり。
- 制度の適用拡大で資源化、適正処理の推進可能
- 下取り特例の例外容認は製造者責任の一環で有り、優れた制度。梱包・容器の処理に拡大運用望む。
- 「自ら回収」の意味を、自社の車両に廃棄物の搬入した見解も一部で通用。制度の趣旨を曲解、誤解。
- 廃棄物の適正処理には制度のより運用も必要。
- 木製パレットの産廃区分で資源化推進実績有る。



4-1 排出者が不在、又は消滅する場合(現状)

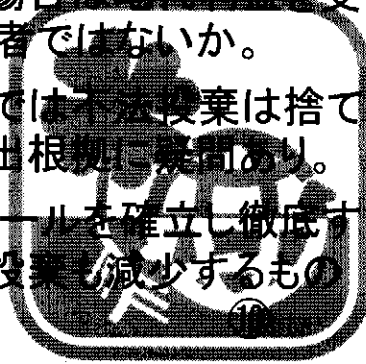
- 個人事業主の死亡による事業整理に伴う廃棄物の処理責任が、現状では不明確で廃掃法の穴。
- 個人が死去した場合、遺品類の処理責任は、相続人に移転する。相続人が不在、高齢の場合？
- 原則は区市の廃棄物のゴミ分別区分による処理依頼。大量、分別困難な場合、故人に代わり遺品整理業者が受託する商売が誕生。ゴミの分別に無許可業者も暗躍して社会問題化。
- メッキ業、消毒業、害虫駆除業、農家など有害薬品を使用の事業を廃業した場合の対策必要。

4-2 排出者が不在、又は消滅する場合(対策)

- 事業活動の廃止により、排出される有害廃棄物の処理責任を明確に。相続人に転嫁は疑問。
- 従来のは考え方は、事業の廃止により相続人が処理責任を負うことで、産廃から一廃に転移も。
- 有害廃棄物の適正処理には、各々の業界団体が行政への届出により業界団体が排出者になり適正処理をする制度化を検討すべきである。
- 遺品は不要物とはいえ廃棄物。同様の処理は社会的に不合理。新たな法制による「遺品整理業」という新たな許可制度の検討が必要。

5-1 その他色々なケース(今後の方向)

- 不法投棄の廃棄物の処理責任は、基本的には、その根源にあたる排出事業者の責任である。
- 改正法では、土地所有者は、報告義務しかないが、当該土地の賃貸借関係の場合は地代利益を受ける。まさに当事者たる事業者ではないか。
- 土地所有者責任の追及無しでは不法投棄は捨て得。原状回復費用負担は支出根拠に疑問あり。
- 土地所有者の管理責任のルールを確立し徹底すれば土地の不法使用、不法投棄も減少するものと推察される。



5-2 その他色々なケース(今後の方向)

- 現状の自然災害、漂着等による土砂・がれき類の処理責任を新処理責任体制へ検討が必要。
- 事業活動を伴わない自然災害の廃棄物を一般廃棄物として市町村の処理責任化は不合理。
- 災害廃棄物は大量、分別困難、危険物混入があり市町村の処理能力に限界有りが証明された。
- 災害廃棄物と認定した物の排出責任は国交省とする。第三区分(災害)は産廃処理場の両施設での処理を可能とする法制度化を図る。

